

石見高等看護学院教務システム開発業務提案競技実施要領

1 提案競技に付する事項

(1)業務名

石見高等看護学院教務システム開発業務

(2)契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

(3)業務期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

(4)業務内容

別添「石見高等看護学院教務システム開発業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

(5)委託料上限額

7,480千円(消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格

この提案競技に参加できる者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

(1)単独の法人若しくは複数の法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)であること。

(2)単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人(以下、「県内法人」という。)であること。コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。

(3)単独の法人又はコンソーシアムの構成員は次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

②地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

③国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

④消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない者であること。

⑤島根県の区域内に事業所を有する者にあつては県税の、島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。

⑥複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。

⑦島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

⑧民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法(平成16年法律第

75号)の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

⑨宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

⑩暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4)当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有し、発注者との協力・連携体制を構築できる者であること。

3 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

(1)公募開始

令和7年8月26日(火)

(2)質問受付期限

令和7年9月4日(木)

(3)提案競技参加申込書の提出期限

令和7年9月12日(金)

(4)企画提案書の提出期限

令和7年9月25日(木)

(5)プレゼンテーション及び審査会開催

令和7年10月2日(木)

(6)審査結果の通知

令和7年10月上旬

(7)契約締結等の協議及び見積の依頼

令和7年10月上旬

(8)契約締結

令和7年10月10日(金)

4 書類提出先及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県健康福祉部医療政策課(島根県第二分庁舎2階)

電話:0852-22-5613 FAX:0852-22-6040 メール:iryō-kango@pref.shimane.lg.jp

5 提案競技説明手続

(1)提案競技実施要領の配布

島根県健康福祉部医療政策課ホームページで閲覧、ダウンロードが可能。

https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_iryō/

(2)提案競技説明会

提案競技説明会は開催しない。

6 提案競技参加申込書の提出

(1)提出方法

郵送又は持参による。

(2)提出期限

令和7年9月12日(金)午後5時まで(持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は郵便書留による必着に限る。)

(3)提出書類

提案競技参加申込書(様式1)及び添付資料

7 提案競技に係る質問の受付

(1)受付期間

令和7年8月26日(火)から令和7年9月4日(木)午後5時まで

(2)質問の方法

提案競技質問書(様式2)により、メールで提出することとし、必ず到着確認の電話をすること。

(3)質問の回答方法

質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて、医療政策課ホームページ

(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_iryoy/)に掲載して回答する。また、訪問又は電話による質問は、原則として受け付けないこととする。

(4)質問の回答予定日

令和7年9月10日(水)までに回答する。なお、提出された質問については、随時回答する。

8 企画提案書の作成及び提出

(1)作成方法

企画提案書は任意様式により作成すること。規格は、原則としてA4判の用紙を用い、各ページに番号をつけること。ただし、必要によりA3判の折り込みも可とする。

(2)提出部数

6部

(3)提出期限

令和7年9月25日(木)午後5時

(4)提出方法

郵送又は持参による。(持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は郵便書留による必着に限る。)

9 選定方法

(1)別に定める石見高等看護学院教務システム開発業務委託に係る提案協議審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い、石見高等看護学院教務システム開発業務受託者を選定する。

(2)評価については、以下の点を考慮する。

ア 仕様書の要求に対する提案書内容

イ 適正な見積書の提出

(3)評価及び得点の付与方法は、企画、業務遂行能力等の評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4)プレゼンテーション

ア 日程

令和7年10月2日(木) 時間・場所等詳細については別途通知する。

イ プレゼンテーションの方法

20分以内で提案競技参加者による説明を行った後、審査委員からの質問時間を10分程度設定する。

(5)審査結果の通知

ア 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1)参加する資格のない者が提案したとき

(2)所定の日時及び場所に書類を提出しないとき

(3)事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき

(4)提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき

(5)提案者が他人の提案の代理をしたとき

(6)その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき

11 契約の締結

(1)契約相手方

審査委員会が選定した者(以下「契約予定者」という。)と地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2)契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3)前金払い

前金払いは行わない。

(4)契約保証金

島根県会計規則第 69 条第1項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5)その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

12 その他の留意事項

- (1)提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。
- (2)提案競技及び契約の手続において使用する言語、通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3)提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4)提出書類は他の提案者に対して非公開とする。
- (5)提出書類は返却しない。
- (6)提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (7)書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を申し出ること。
- (8)提案者は、企画提案書の提出をもって、提案競技実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。
- (9)事業の効果、効率性の観点から、採用された企画の内容を変更することがある。